

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う
滋賀県個人情報保護条例等の見直しに関する意見

令和4年8月31日

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会

はじめに

滋賀県では、平成 7 年 3 月に、21 世紀に向け、人の時代、活力創造の郷土づくりをめざしており、個人情報保護を重要な行政課題の一つと位置付け、「滋賀県個人情報保護条例」（平成 7 年滋賀県条例第 8 号。以下「条例」という。）を制定、同年 10 月から施行した。

そして、国において、平成 15 年 5 月に個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）および「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）が制定されたことに伴い、条例についても、法の基本理念や個人情報保護施策を踏まえた改正を行い、今まで、県の実施機関および事業者の個人情報の適正な取扱いの確保を図り、県民の権利利益の保護に努められてきたところです。

その後、高度情報社会の進展に伴い、個人情報の利用が著しく拡大していることから、個人情報の保護を図りつつ、パーソナルデータの円滑な利活用の促進により、新産業・新サービスを創出するための環境整備を行うことを目的として、個人情報保護法が平成 27 年 9 月に改正され、また、行政機関個人情報保護法が平成 28 年 5 月に改正されたことを受け、知事から意見を求められたことにより当審議会の前身となる旧滋賀県個人情報保護審議会が条例の見直しについて審議し、平成 29 年 3 月 30 日に「滋賀県個人情報保護条例に関する意見」を発出しております。

さらに、令和 3 年 5 月 19 日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）において、個人情報保護法が改正（以下「改正法」という。）されたことに伴い、地方公共団体の個人情報制度についても全国的な共通ルールが適用され、その所管が個人情報保護委員会に一元化されることとなりました。このため、知事から条例の見直しおよび滋賀県情報公開条例（昭和 62 年滋賀県条例第 37 号。以下「情報公開条例」という。）の整合を図る必要があることから、意見を求められたところであります。滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会全体会において、当該審議を個人情報保護部会に委任され、審議・検討を行い、このたび、「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う滋賀県個人情報保護条例見直しに関する意見」を取りまとめました。

この度のデジタル社会形成整備法の制定により、滋賀県の個人情報保護制度についても、改正法が適用されることとなりましたが、地方公共団体の責務として、滋賀県においても従来どおり個人の権利利益を保護するための運用が求められております。そのために、改正法の趣旨を尊重した上で個人情報保護制度の一層の充実を図られることを期待いたします。

令和 4 年 8 月 31 日

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会

会長 佐々木 健

第1 改正法による作成および公表義務のない個人情報ファイルについて

個人情報保護法による作成および公表義務がない個人情報ファイルについても、個人情報ファイル簿を作成することが適切である。なお、その場合には、個人情報取扱事務登録簿制度は廃止すべきであると考えられる。

【説明】

個人情報ファイルとは、保有個人情報を含む情報の集合体であって、①一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系化したもの（電子計算機処理に係る個人情報ファイル）または②一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述などにより特定の保有個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したもの（マニュアル（手作業処理）に係る個人情報ファイル）をいう（改正法第60条第2項）。

そして、個人情報ファイルについては、本人の個人情報の利用の実態を的確に把握するために原則として「個人情報ファイル簿」（改正法第75条第1項）の作成・公表の仕組みが設けられている。なお、個人情報ファイルについては、本人の数が1,000人も満たない個人情報ファイルについては、法の作成および公表義務から除かれているものの、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げられないとされている。

条例では、個人情報（検索し得るものに限る。）を取り扱う事務については、個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の閲覧に供することとされている。この趣旨は、当該登録簿によって実施機関自らがその管理する個人情報を明確に把握し、その取扱いをより慎重かつ責任あるものにするとともに県民等が自己に関する情報の所在等を確認し、また自己情報開示請求を適切に行うことができるようすることを目的としている。なお、個人情報取扱事務登録簿については、改正法とは異なり本人の数による差異はないものである。

改正法では、本人の数が1,000人を超える個人情報ファイルについては、原則として個人情報ファイル簿の作成および公表が義務付けられこととなるが、改正法施行後も個人情報取扱事務登録簿の制度を維持することは可能である。しかし、その場合、個人情報を扱う事務によっては、個人情報ファイル簿の作成および公表義務の対象となるものもあり制度が重複する可能性があることから、本人が個人情報の利用実態を的確に把握するに当たり、また作成に当たっても双方の制度を確認しなければならず制度の重複に伴う煩雑性が考えられる。さらに、事務ごとに作成する個人情報取扱事務登録簿と比較し、

個人情報ファイルごとに作成する個人情報ファイル簿のほうがより明確に個人情報の適正管理を図ることが可能であると考えられる。

このようなことから、改正法により作成および公表義務のない個人情報ファイルについても、個人情報ファイル簿を作成し公表することは望ましいものである。なお、個人情報ファイル簿に記載されていない項目で個人情報取扱事務登録簿に記載されている項目については、個人情報ファイル簿に追加することが適当であると考えられる。

第2 保有個人情報開示請求に係る決定の期限について

個人情報開示請求に係る決定の期限については、改正法に合わせて30日に行うこととが適当である。その場合であっても、15日以内に開示決定をするよう努力義務を置くべきである。

【説明】

改正法は、保有個人情報開示請求に係る決定期限（以下「開示決定期限」という。）を、原則開示請求があった日から30日以内（初日不算入）としている（改正法第83条第1項）。他方、条例においては、開示決定期限を、開示請求があった日から15日以内（初日不算入）としているところである。

個人情報保護委員会の見解では、開示等の手続に関する事項について、改正法の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではないとされているが、期限を改正法より長い期間とすることは許容されないとされており、短縮する分には問題はないとしていることから、条例の開示決定期限を維持することも考えられる。

しかし、個人情報の開示決定に当たって、現在は条例を所管する部署が条例の解釈や不開示情報の判断を示すことで手續を進めていたが、各地方自治体の個人情報保護制度が個人情報保護委員会に一元化されたことに伴い、同委員会に改正法の解釈および判断を照会する必要が生じることが予想される。また、現在、開示請求者は、本人および法定代理人に限られ、その開示請求手続の方法も原則來庁することで本人確認を厳格に図っていたところであるが、改正法においては、開示請求者に任意代理人が加わり、さらに開示請求手続の方法も郵送等によることが可能となったことから、本人確認や本人の意思の確認に慎重を期す場面も増加すると考えられる。またさらに、事案の移送について、条例では同じ県の実施機関相互でのものだけが規定されていたが、以下、改正法においては、県とは別の行政機関の長等に対し事案の移送が可能となった（改正法第85条）ものである。いずれの場合も開示決定までに要する期間、日数が増加すると予測される。

このような場合においては、15日の開示決定期限について延長決定により対応することも考えられるが、延長決定に係る事務作業等も必要となるので、改正法同様に開示決定期限を30日とすることで、事務の効率化を図ることが適当である。

ただし、開示請求者としては、自己の情報の速やかな開示を望んでいると考えられること、特段改正法による影響がない部分にまでこのような考え方を及ぼす必要はないことから、内部における努力義務としては、条例どおり15日以内を開示決定期限とすることを規定することが適当である。

第3 保有個人情報開示請求および実施に係る費用負担について

保有個人情報開示請求に係る手数料については、徴収しないこととする。また、開示の実施に要する費用については、現在と同等の額とすることが適当である。

【説明】

改正法では、開示請求をする者は、条例の定めにより、実費の範囲内で手数料を納めなければならない（改正法第89条）とされており、個人情報保護委員会の見解では、当該手数料については、手数料条例において算定方法を工夫した適当な額とすること（例として従量制とすること）や手数料を徴収しないこととすること（手数料の額を無料とすること）も可能であるとされている。

他方、条例においては、開示手数料の徴収はなく、開示の実施にあたっては「写しの交付に要する費用を負担」することとされており（条例第27条）、その額については、滋賀県個人情報保護事務取扱要領（平成7年8月7日制定）により定められている。

保有個人情報開示請求という権利は、実施機関が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度となる。このため、滋賀県では条例を制定した当初から開示手数料の徴収は行っておらず、写しの交付に要する費用として実費相当額の負担を求めてきたところである。

このような経緯を踏まえると、改正法を理由として、開示手数料を求める合理的な理由はなく、引き続き実費相当額と同額の費用を請求者の負担とすることが適当であると考えられる。

第4 行政機関等匿名加工情報制度に係る非公開情報の制定について

情報公開条例において、行政機関等匿名加工情報および当該情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等を非公開情報とするとともに、裁量的公開の対象から除外することが適当である。

【説明】

改正法により、行政機関等が保有する個人情報を特定の個人を識別することができないよう加工し、かつ、当該個人情報を復元できないようにした情報である行政機関等匿名加工情報を民間事業者に提供する制度が導入されることとなった（改正法第109条）。そして、民間事業者は、当該制度を利用するに当たっては、その利用に係る手数料を納めることで提供を受けることが可能となる（改正法第119条第3項および第4項）。

現在、情報公開条例においては、行政機関等匿名加工情報および当該情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等を非公開情報とする規定はないことから、仮に当該情報が記録された公文書について公開請求をされた場合には、写しの作成に要する費用のみの負担で当該情報を入手できることとなる。

しかし、改正法が行政機関等匿名加工情報制度に係る手数料を独自に設けた趣旨は、受益者負担の観点から提供を受ける民間事業者がその費用を負担すべきというものであることから、当該手数料の額よりも低い金額で他の事業者が当該情報を利用できることは妥当ではない。さらに、行政機関等匿名加工情報制度は、事業者の提案に応じて行政が審査を行った上で提供していること、個人の権利利益の保護に支障を生じるおそれがない範囲で実施する制度である趣旨から欠格事由が定められており（改正法第113条）、公文書公開請求により何人も当該情報を入手できるとすると改正法の趣旨を没却することに繋がりかねないものである。

このため、改正法の趣旨を斟酌し、情報公開条例において、行政機関等匿名加工情報および当該情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等を非公開情報とするとともに、裁量的公開の対象から除外することが適当である。

(資料)

1 滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会 個人情報保護部会 名簿

(敬称略・五十音順)

氏名	職業等	備考
川嶋 四郎	同志社大学法学部・大学院法学研究科教授	
川村 節子	公募委員	
佐々木 健	京都大学大学院 法学研究科教授	部会長
中 瞳	弁護士	部会長職務代理者
中島 誉子	滋賀県商工会議所 女性会連合会副会長	
野口 拓	立命館大学 情報理工学部教授	
山仲 幸	元滋賀県総合教育センター所長	

2 滋賀県個人情報保護審議会審議経過

回	開催日	審議内容
第3回 個人情報保護部会	令和4年2月14日	概要説明
第4回 全体会	令和4年6月15日	概要および検討事項について説明を受ける 審議を個人情報保護部会に委任される
第4回 個人情報保護部会	令和4年7月26日	検討事項について審議する
第5回 個人情報保護部会	令和4年8月31日	検討事項について審議する 意見の取りまとめを行う